

美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所 原子力事業者防災業務計画修正案の概要

章	内 容	主な修正事項
第1章 総則	防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	—
第2章 原子力災害事前対策の実施	原子力災害に備える体制、原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育および訓練の実施等	<p><第1～2節></p> <p>○組織改正に伴う組織名称の変更等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴い組織名称が変更となった部署等について本店対策本部の体制や要員の招集経路等を見直しする。
第3章 緊急事態応急対策の実施等	警戒体制および原子力防災体制の発令、施設の立上げ、通報、情報の収集と報告、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	<p><第1～2節></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴う組織名称の変更等 <p><別表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時活動レベル（EAL）の一部見直し <ul style="list-style-type: none"> - 蒸気発生器機冷却機能喪失のおそれ、冷却機能の喪失に関する基準の見直し - 美浜発電所1、2号機の使用済燃料ピット冷却機能喪失の項目を削除 - 美浜発電所3号機の使用済燃料ピット冷却機能喪失に関するピット水位基準の変更（使用済燃料ピットラック取替え工事に伴う燃料集合体頂部の配置高さ変更を反映） ・大飯発電所のシビアアクシデント対策等に関する資機材の見直し（送水車等を追加）
第4章 原子力災害中長期対策の実施	原子力災害中長期対策の計画の策定、復旧対策の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	—
第5章 その他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等	—

- ・原子力事業者防災業務計画修正案は、原災法第7条第1項に基づき検討した結果、修正の必要があると判断したことから、同条第2項により協議を行うために作成したもの。